

第6章

今後の課題

第6章 今後の課題

本調査研究事業において、外国人技能実習生に対し適切に技能移転を図ることのできる技能評価システムのあり方、評価項目（案）等について検討を行った。本調査研究事業で得られた今後検討すべき課題を整理すると以下のとおりである。

1. 試験実施の課題

(1) 試験評価者について

(ア) 試験評価者の研修について

試験評価者としては、介護職の実践的スキルの評価基準を定め介護技術のレベル認定を行っている介護キャリア段位制度の評価者（アセッサー）を活用することが適当としたが、その前提として、外国人技能実習制度や移転すべき技能の理解、またその評価方法等について研修制度を設け教育していくことを検討すべきである。

(イ) 評価者（アセッサー）の所在過疎地について

前節でも触れたが、試験評価者としては、既に1万7千人程度の養成が完了している評価者（アセッサー）を活用することが適当であるとした。しかし、評価者（アセッサー）が近隣の市区町村に所在しない場合の対応については検討しておく必要がある。

(2) 技能実習2号への移行試験について

(ア) 利用者またはモデルについて

原則として、介護の特性に鑑み、実技試験においては、利用者の心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するために、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することが適当であると、本調査研究事業において設置した検討委員会では賛同ないしは容認する意見が多く見られた。しかし、技能実習2号へ移行する際の実技試験においては、「実習指導者の指示の下」としていることもあり、利用者に対して行われる身体介護業務を評価するか、モデルに対して行われる身体介護業務を評価するのかという点について、試行試験（予備試験）の結果等を踏まえ、引き続き検討を行う必要があるとされた。

(イ) モデルの状態像設定について

仮に、モデルに対して行われる身体介護業務を評価するとした場合、試行試験（予備試験）においては、技能実習生役である外国人介護職員に対し、設定した状態像を伝え理解させる時間が短かったこと、その際に用いる日本語と外国人介護職員の日本語能力も課題として挙げられた。この点について検討を行う必要がある。

更に、実習実施機関で約8か月の実習を行った時点で評価試験を行うことから、どの程度

の状態像を設定することが適当であるかも合わせて検討する必要がある。しかし、その際、実際の利用者像と大きくかけ離れないことに注意しなければならないが、その状態像の設定は困難なことが課題である。

(3) 実習指導者の指示の出し方について

技能実習2号へ移行する際の実技試験は、前述のとおり「実習指導者の指示の下」行われることとなる。試行試験（予備試験）において、実習指導者の指示について二通りの方法を行った。一つは、「試験項目読み上げリスト」を用い介護行為の手順を読み上げる方法とし、もう一方は、評価試験は実習実施機関にて約8か月の実習を経たうえで行われることを鑑み、日頃のOJTを再現するようにし基本的には実施する介護行為を指示する方法とした。それぞれから得られたことは前節の通りであるが、技能実習2号へ移行する際の実技試験における「実習指導者の指示」の内容や、指示の出し方等に関しては引き続き検討を行う必要がある。

2. 評価項目（案）の課題

(1) 実技試験課題の事前公表について

実技試験課題（判断等試験に係るものを除く）は事前に公表することとされている。事前に公表する程度は、評価項目（案）における中項目とするか、小項目とするかについて検討を行う必要がある。

介護業務が利用者の状態像に合わせて行われるものであるということ为前提とすることから、評価試験当日の利用者の状態像によって選択される介護行為も変化することとなる。小項目まで事前に公表した場合、利用者が必要とする介護行為が予定する評価項目の全てと一致しない可能性もあることから、公表は中項目までとし、その後は評価試験当日の利用者の状態像に合わせ実施された小項目を評価することが適当ではないかと考えられることを付記しておく。

(2) 評価方法について

(ア) 自立支援との関係

利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づき、常に利用者の状態に対応した介護行為が移転すべき技能であるため、評価試験において、チェック項目を評価するために自立支援を意識せず介護行為を行うことは相当ではない。自立支援を実現して介護行為を行った場合、全てのチェック項目を評価することができないことが生じうるため、このような場合の評価方法について検討を行う必要がある。

(イ) 評価の判断方法について

試行試験（予備試験）において用いたチェック表①は、手順のチェックには有効ではあったが、移転すべき技能である、その介護行為を行うに当たっての根拠、思考過程の理解が得られているかまで評価できたとは必ずしも言えない。一方、チェック表②は、判断するにあたっての基準や考え方が必ずしも明確ではなかったため、評価者によってばらつきが生じるものとなっていた。これらを踏まえ、移転すべき技能が適切に移転されているかを評価する判断方法については引き続き検討を行う必要がある。

(3) 試験項目数について

試行試験（予備試験）では、技能実習2号へ移行する評価試験を想定した評価項目のうち8項目を実施した。実技試験は60分程度とされているところ、時間内にはこれらの評価を終えることはできたものの、介護行為を開始する前の利用者の状態像に関する説明をより丁寧に行うこと、介護行為を開始する前の準備（例えば、手浴であれば湯の準備等）、利用者から介護行為を行う際の同意の取得、さらには、検討すべき事項の一つでもあるが、試験評価者から実習指導者へ補足的なヒアリングを盛り込む場合にはそれに要する時間等を考慮し、実際に実施する試験項目数について引き続き検討を行う必要がある。

(4) 判断等試験について

特にプライバシーに配慮しなければならない介護行為（例えば、排泄介助等）、突発的な事象に対する対応である事故対応等実際に評価試験で行うことができない介護行為については判断試験等とすることができるが、その評価項目について検討する必要がある。

(5) 合格基準について

「技能実習の移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領（案）」にて、実技試験の合格基準は、「原則として、完璧な作業に比べて60%の完成度で合格とする」と規定されているが、採点基準はどのようにするか検討する必要がある。

3. その他

検討委員会において、『技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要がある。』との指摘があったが、日本の介護現場において、ICFの概念は認知されつつあるものの、実践段階には至っていないことから、将来的には日本の介護現場での実践を想定しつつ、調査研究を推進すべきテーマと言える。